

全建労発第 31 号  
令和 2 年 7 月 3 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
〔 公 印 省 略 〕

チェーンソーを用いて行う伐木等の作業に従事する労働者に対する特別教育の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、別添のとおりチェーンソーを用いて行う伐木等の作業に従事する労働者に対する特別教育の実施についての周知依頼がありました。

チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理及び造材の業務に係る特別教育については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生特別教育規程の一部を改正する件により、伐木等の業務に係る特別教育が統合されるとともに、その科目、範囲及び時間等の細目等が改正されたところであり、令和 2 年 8 月 1 日から施行されることとなっています。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 37 条の規定に基づき、施行日前に改正省令による改正前の伐木等の業務に係る特別教育を修了した者は、同通達第 2 の 1 (3) に示す科目等（以下「補講」という。）を受講することにより、特別教育を省略できることとされています。このため、改正前特別教育修了者が、施行日以降も引続き同業務に従事する場合は、施行日以降初めて同業務に従事するまでに少なくとも補講を受講することが必要となります。

また、補講を実施する機関が、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため対面による教育を中止したこと等により、補講を受講できない者に対しても施行日以降初めて伐木等の業務に従事するまでに補講を受講させることが必要です。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に視聴覚資料を活用した教育を実施した場合も補講を行ったものとして取り扱うこととなる等、周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 又木)